

竹原市木造住宅耐震診断補助事業実施要綱

目次

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 木造住宅耐震診断設計資格者（第4条）

第3章 木造住宅耐震診断費補助事業（第5条－第16条）

第4章 雑則（第17条・第18条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命、身体及び財産を保護することに寄与するため、市民が自ら行う住宅の耐震診断の実施に要する費用の一部を予算の範囲内において補助することについて、竹原市補助金交付規則（昭和35年竹原市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 補助対象建築物 竹原市内に存する木造在来軸組構法及び伝統的構法の住宅であつて、次に掲げる要件のすべてに該当するものをいう。

ア 昭和56年 5 月31日以前に着工された一戸建ての住宅（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものを含む。）であること。

イ 地階を除く階数が2以下であること。

ウ 以前に同一の事業による補助金の交付を受けていない住宅であること。

（2） 木造住宅耐震診断設計資格者 第4条に規定する木造住宅耐震診断設計資格者の登録を受けた者をいう。

（3） 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法又は精密診断法に基づいて木造住宅耐震診断設計資格者が行った木造住宅の地震に対する安全性の評価をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- （１） 補助対象建築物の所有者、居住者又は居住予定者
- （２） 竹原市に納めるべき市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、下水道使用料、住宅使用料及び保育料（以下「市民税等」という。）を滞納していない者
- （３） 竹原市暴力団排除条例（平成23年竹原市条例第14号）第2条2号又は第3号に規定する暴力団員又は暴力団員等でない者

第2章 木造住宅耐震診断設計資格者

（木造住宅耐震診断設計資格者の登録等）

第4条 市長は、耐震診断を行う者として、木造住宅耐震診断設計資格者を登録するものとする。

2 前項の登録を受けることができる者は、法人若しくは個人事業主に直接雇用されている者又は個人事業主であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- （１） 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士
- （２） 地方公共団体又は一般財団法人日本建築防災協会等の主催する木造住宅耐震診断講習会を受講した者

3 第1項の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、竹原市木造住宅耐震診断設計資格者登録申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

- （１） 建築士免許証の写し
- （２） 建築士事務所登録通知書の写し
- （３） 前項第2号に規定する講習会を受講したことを証する書面
- （４） その他市長が必要と認める書類

4 市長は、前項の申請があったときは、同項各号に掲げる書類を確認し、登録申請者が木造住宅耐震診断設計資格者として適当であると認めたときは、登録申請者を竹原市木造住宅耐震診断設計資格者名簿（別記様式第2号）に登録するものとする。

5 前項の登録の有効期間は、登録をした日から起算して3年を経過する日の属する年度の末日までとする。

6 市長は、第4項の規定による登録をしたときは、当該木造住宅耐震診断設計資格者に対し、竹原市木造住宅耐震診断設計資格者登録通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。

- 7 木造住宅耐震診断設計資格者は、登録に係る申請書の記載事項に変更が生じたときは、竹原市木造住宅耐震診断設計資格者登録事項変更届出書（別記様式第4号）に、当該変更の内容が確認できる書類を添付して、速やかに市長に届け出なければならない。
- 8 市長は、前項の届出書を受理したときは木造住宅耐震診断設計資格者に対し、竹原市木造住宅耐震診断設計資格者登録事項変更通知書（別記様式第5号）により通知するものとする。
- 9 木造住宅耐震診断設計資格者は、この要綱に基づく耐震診断等を行う際に、建築士法その他関係法令に基づきその業務を誠実に行うとともに、不当な耐震改修の勧誘等をしてはならない。
- 10 木造住宅耐震診断設計資格者は、耐震診断について、必要な知識及び技能の維持向上に努めなければならない。
- 11 市長は、木造住宅耐震診断設計資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、木造住宅耐震診断設計資格者の登録を取り消すものとする。
- （1）登録の辞退の申出があったとき。
 - （2）登録の有効期間が満了したとき。
 - （3）建築士法第2条第1項の建築士でなくなったとき。
 - （4）偽りその他不正な手段により木造住宅耐震診断設計資格者の登録を受けたことが判明したとき。
 - （5）その他市長が不適当と認めたとき。
- 12 前項第1号の登録の辞退の申出は、竹原市木造住宅耐震診断設計資格者登録辞退申出書（別記様式第6号）を市長に提出することにより行うものとする。
- 13 市長は、木造住宅耐震診断設計資格者の登録を取り消したときは、当該登録を取り消した者に対し、竹原市木造住宅耐震診断設計資格者登録取消通知書（別記様式第7号）により通知するものとする。

第3章 木造住宅耐震診断費補助事業

（耐震診断補助要件及び補助額）

第5条 市長は、補助対象建築物について木造住宅耐震診断設計資格者に依頼して耐震診断を行う補助対象者に対し、耐震診断費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

- 2 補助金の額は、耐震診断に要する経費の3分の2の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）以内で、かつ、6万円を限度とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「補助申請者」という。）は、耐震診断を行おうとする前に、竹原市木造住宅耐震診断費補助金交付申請書（別記様式第8号）に、次に掲げる書類を添付して市長に申請するものとする。ただし、第1号から第4号までに掲げる書類にあっては、申請者が申請書に明示した当該事項に係る関係課が保管している個人情報に直接収集する旨に同意した場合は、この限りでない。

- （1） 住民票の写し
- （2） 当該住宅に係る登記事項証明書その他当該住宅の所有者が確認できる書類
- （3） 当該住宅に係る建築確認通知書の写しその他当該住宅の建築年月日が確認できる書類
- （4） 補助申請者に係る納税証明書その他市民税等の滞納がないことが確認できる書類
- （5） 耐震診断に要する費用の見積書又はその写し
- （6） 補助申請者が当該住宅の所有者でない場合にあっては、当該所有者の同意書
- （7） 補助申請者が当該住宅の居住者でない場合にあっては、当該居住者の同意書
- （8） その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、前項の補助金の交付の申請にあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象費用に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（補助金交付決定の通知）

第7条 市長は、補助金の交付又は不交付の決定をしたときは、竹原市木造住宅耐震診断費補助金交付（不交付）決定通知書（別記様式第9号）により補助申請者に通知するものとする。

（耐震診断の実施）

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、前条の通知を受けた日以後に耐震診断の実施に係る契約を行い、速やかに耐震診断を実施するものとする。

（計画の変更又は中止）

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、第6条の規定による申請の内容に変更が生じたとき又は耐震診断の実施を中止若しくは廃止したときは、遅滞なく竹原市木造住宅耐震診断費補助事業

変更（中止・廃止）承認申請書（別記様式第10号）を市長に提出して、承認を得なければならない。

（耐震診断の実績報告）

第10条 補助金の交付の決定を受けた者は、耐震診断が完了したときは、竹原市木造住宅耐震診断費補助事業実績報告書（別記様式第11号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- （1） 耐震診断結果報告書の写し
- （2） 耐震診断の実施に関する契約書の写し
- （3） 耐震診断に要する費用の請求書の写し及び領収書の写し
- （4） その他市長が必要と認める書類

2 前項の報告書は、耐震診断が完了した日から起算して14日を経過した日又は耐震診断が完了した日の属する年度の3月末日までのいずれか早い日までに提出するものとする。

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、竹原市木造住宅耐震診断費補助金額確定通知書（別記様式第12号）により補助金の交付の決定を受けた者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 前条の規定による通知を受けた者は、竹原市木造住宅耐震診断費補助金交付請求書（別記様式第13号）を市長に提出し、補助金の交付の請求をするものとする。

（交付決定の取消し）

第13条 市長は、補助金交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 規則、この要綱又は補助金交付決定通知に付した条件に違反したとき。
- （2） 市長に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- （3） 補助金を他の用途に使用したとき。
- （4） その他補助金を交付することが不適當であると市長が認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、竹原市木造住宅耐震診断費補助金交付決定（一部・全部）取消通知書（別記様式第14号）により、当該取消しを受けた者に通知するものとする。

(返還請求)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、竹原市木造住宅耐震診断費補助金返還請求書（別記様式第15号）により補助金の返還を請求するものとする。

(消費税相当額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 補助金の交付の決定を受けた者は、第10条第1項の規定による実績報告後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、竹原市木造住宅耐震診断費補助金返消費税等仕入控除税額報告書（別記様式第16号）により、速やかに市長に報告するとともに、前条の規定による市長の返還の請求を受けてこれを市に返還しなければならない。

(帳簿等の整備)

第16条 補助金の交付を受けた者は、当該補助金に係る証書類を整え、補助金の交付を受けた日から5年間保存するものとする。

第4章 雑則

(補助対象者等に対する指導及び助言)

第17条 市長は、補助金の交付を受けようとする者及び木造住宅耐震診断設計資格者に対して、住宅の地震に対する耐震性の向上が図られるよう、必要な指導及び助言をすることができる。

(その他)

第18条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成26年5月21日告示第69号）

この告示は、平成26年6月1日から施行する。

附 則（平成30年3月16日告示第13号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月29日告示第19号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。